



復興交付金(効果促進事業)の活用(第3版)について

被災地では復興のステージに応じて様々な課題が存在しているところ、そうした課題への対応強化のため、27年6月、28年4月には効果促進事業の事例等を整理したパッケージを作成したところである。

今回、新たに顕在化している課題への対応について効果促進事業の対象とすることを明確化するとともに、現在、ニーズが増大していると考えられる課題への対応事例の横展開を図り、被災地の復興を支援する。(詳細は別紙参照)

1. 移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援

移転先団地等において、新たなコミュニティ形成を円滑に進め、移転者の心身のケアや孤立防止を図り、生きがいを持って暮らすことのできるようにするため、復興交付金で以下の支援を行う。

- ① 生きがいづくりのためのソフト施策を支援
(例) 生きがいづくりのための取組のプログラム策定や、そうした取組に係る情報提供・管理システムの整備
- ② 生きがいづくりのための場所の提供を支援
(例) 市民農園、多目的運動広場等としても活用可能なコミュニティ広場の整備

2. 土地の利活用に資する取組への支援

土地区画整理事業区域における空き区画の解消や防集移転元地の利活用等を進めるとともに、産業・生業の再生を図り、まちのにぎわいを取り戻すため、復興交付金で以下の支援を行う。

- ① 土地利用促進のためのソフト施策を支援
(例1) 土地区画整理事業区域で土地の売却等希望の地権者と出店希望の事業者との面談会の実施
(例2) 津波復興拠点事業区域の将来にわたるにぎわい創出のために企業が主体的に参画する官民連携まちづくり協議会の実施
- ② まちの中心部となる土地区画整理事業区域等の商業施設への誘客につなげるため、観光案内・物産紹介施設や駐車場等の集約・整備を支援

本件連絡先:

復興庁交付金班 北尾、青柳、坂本、山科
TEL:03-6328-0254

復興交付金(効果促進事業)の活用(第3版)の具体的内容について

1. 移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援

被災者自らが参画し活動する機会の創出や場所の提供により、移転先団地等において、新たなコミュニティを形成し、人とのつながりや生きがいを持つことができるよう、以下の取組を支援。

【新たなコミュニティ形成の機会】

＜生きがいづくりのためのソフト施策＞

- 生きがいづくりのための取組のプログラム策定や、そうした取組に係る情報提供・管理システムの整備。



(イベントの例(料理教室))

※ 支援対象

- ・ グループで行う活動、イベント等のプログラム

【新たなコミュニティ形成の場】

＜生きがいづくりのための場所の提供＞

- 市民農園、多目的運動広場等としても活用可能なコミュニティ広場の整備。



(市民農園)

※ 支援対象

- ・ 利用者の見込み、維持管理費、周辺の類似施設等から適正な規模のもの

2. 土地の利活用に資する取組への支援

＜土地利用促進のためのソフト施策＞

- 土地区画整理事業区域の空き区画の解消のため、土地の売却等希望の地権者と出店希望の事業者の面談会の実施を支援。
- 津波復興拠点事業区域の将来にわたるにぎわい創出のために企業が主体的に参画する官民連携まちづくり協議会の実施を支援。



(地権者と事業者の面談会の状況)



(官民連携まちづくり協議会の状況)

＜中心市街地への施設の集約整備＞

- まちの中心部となる土地区画整理事業区域等の商業施設への誘客につなげるため、観光案内・物産紹介施設や駐車場等の集約・整備を支援。



(観光交流施設)

※ 支援対象

- ・ 利用者の見込み、維持管理費、周辺の類似施設等から適正な規模のもの